

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、四日市市立笹川中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、誠実・謙虚・剛健という校訓のもとに、自発的、自主的な生徒会活動を実践し、よりよい学校生活を築くことを目的とする。

第3条 本会は、本校に在籍する生徒全員をもって会員とする。

第2章 役員 の 任 務

第4条 本会は、会長1名、副会長2名(男女各1)、役員4名(選出時2年2名、1年2名)の役員を置く。

第5条 生徒会本部役員の選出は、第6章の規定による。

第6条 生徒会本部役員の任期は、1年とする。

第7条 会長は、本会を代表し、専門委員会などすべての活動をまとめる。

第8条 副会長は会長を助け、会長不在時にはその代理を務める。

第9条 役員は、議会や専門委員会など、その他運営に必要な記録を整える。

第10条 生徒会本部役員が欠けた時には、補欠選挙を行う。

第3章 生 徒 集 会

第11条 生徒集会は、各専門委員会が全校へ呼びかけたいこと、活動目標・内容を報告する場とする。

第4章 生 徒 議 会

第12条 生徒議会は生徒会の審議機関である。生徒会は生徒会役員及び各クラスから選出された代議員2名と各専門委員長をもって構成する。生徒会役員は、相互協力をもって本会の運営にあたる。

第13条 生徒議会は、月1回の定例議会を開き、生徒会全般の問題について審議する。また、必要に応じて臨時の生徒議会を開く。

第5章 生 徒 会 組 織

第14条 生徒会に次の専門委員会を置く。

・生活委員	各クラス男女1名
・安全委員	各クラス1名
・図書委員	各クラス1名
・整美委員	各クラス男女1名
・福祉委員	各クラス男女1名
・広報委員	各クラス1名
・保健委員	各クラス1名

第15条 専門委員会は、委員長1名、副委員長1名を各委員会で選出する。任期は、6ヶ月とする。

第16条 専門委員会は、月1回定例会を行う。また、必要に応じて臨時に開く。

第17条 生徒会選挙を行う際には、選挙管理委員会を設置する。

第6章 生徒会役員選挙規定

第18条 生徒会役員選挙における選挙権・被選挙権は本会の会員が有する。

第19条 生徒会役員選挙は、毎年9月下旬(10月上旬)に行う。

第20条 役員の出候補者が定数の場合は、信任投票を行う。信任は、会員の過半数以上の信任票を必要とする。

第21条 選挙管理委員会は、各クラス2名で構成し、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第22条 役員選挙に関しては、選挙管理委員会の定める規定に基づき管理する。

第7章 顧 問

第23条 本会には3名、また専門委員会には数名の顧問教師をおく。顧問教師は指導助言を行う。

第8章 改正

第24条 本会会則の改正は、議会の承認と職員会議の決定があれば改正することができる。

生徒会組織図

